

～制度調査部情報～

2005 年 4 月 27 日 全 4 頁

信託業の新たな事業機会 NO.2 -その他の信託-

制度調査部
吉井 一洋

債権譲渡特例法改正、信託法部会の検討に注目

【要約】

- 2004 年 12 月に信託業法の改正、同 11 月債権譲渡特例法改正、今後の信託法の改正などにより、知的財産権信託以外にも、信託を利用した新たな事業機会が増加する可能性がある。
- 当レポートは、債権譲渡特例法改正や信託法部会での提案等も含め、今後増加しそうな信託の利用機会(知的所有権信託は除く)についてとりまとめる。

◎知的財産権以外の信託で、利用拡大が期待できる分野を挙げると、例えば次のようなものが挙げられる。

(1)セキュリティ・トラスト（施行規則第 6 条）

- ◇債権と担保権を切り離し、担保権を信託
- ◇債権を譲渡した場合も、担保を継続 ⇒ 担保付ローンの流動化
- ◇信託法部会でも検討中（民法、民事執行法とも調整必要）

(2)遺言の執行・整理

- ◇遺言の執行・整理（いわゆる「遺言信託」）の専業信託銀行以外への解禁
- ◇狭義の「遺言信託」、「受益者の連続」、「遺言代用の信託」…信託法部会で検討

(3)債権譲渡特例法改正関連

- ◇将来債権譲渡の登記…債務者が特定していなくても登記可、譲渡見積額の記載も不要
- ◇動産の信託…信託業法の制約はなくなる。さらに動産譲渡の登記制度を創設

(4)信託法関連（今後の改正）

- ◇信託財産と共に委託者の債務を引受け(債務>資産でも可)
- ◇信託宣言 ◇訴訟信託 ◇目的信託 など

(5)その他

◎以下、それぞれの項目について解説する。

(1)セキュリティ・トラスト

◎改正後の信託業法施行規則第 6 条では、信託財産の細目として「担保権」が挙げられている。これは、「被担保債権から切り離して担保権を信託財産にすることができる立場を採用した」ものであるとされている。（施行規則に関する金融庁のパブリック・コメント）。即ち、セキュリティ・トラスト（「担保権信託」）を認めたものとして注目されている。

- ◎セキュリティ・トラストでは、債務者を委託者、債権者を受益者とする担保権の信託を設定することになる。これが認められれば、シンジケート・ローンなどで一部の貸付人がローン債権を譲渡しても、その譲受人が受益者の地位を引き継ぐことで、譲受人は信託されている担保権の恩恵を受けることができる。即ち、担保付ローンの流動化が容易になる。
- ◎法制審議会では、信託法部会を設け、2004年10月から信託法改正に向けた検討を開始している。セキュリティ・トラストは、この信託法部会でも検討されている。信託法部会の議論では、セキュリティ・トラストについて、例えば次のような問題点が指摘されている。
- ①民法や民事執行法は、債権者と担保権者は同一であることを前提としていることから、これらとの調整が必要である。
 - ②担保権が抵当権の場合、不動産登記上の取扱いはどうなるか。
 - ③受託者である信託会社が担保権を実行するに当たって、弁護士法上の問題が生じる可能性がある。
- ◎セキュリティ・トラストについては現行法の下でも可能との見解^(注1)もあるが、本格的に普及するのは、今後の信託法改正などにより、上記の問題点の整理が図られた後になると思われる。

(注1)金融法委員会「セキュリティ・トラスティの有効性に関する論点整理」(2005年1月14日)。金融法委員会は、実務経験を有する弁護士および金融取引に関する法律を専門とする学者が自発的に設立した委員会で日本銀行が事務局を勤めている。

(2)遺言の執行・整理

- ◎現在、信託銀行が行っている遺言信託は、「信託」と呼ばれてはいるものの、信託業務には該当しない。実際は被相続人から遺言執行者として指定を受け、遺言の効力発生後、その内容を実現させる「遺言執行業務」、相続人全員から委任を受け、遺産の調査や実態把握、分配、相続税の納付等を行う「遺産整理業務」である。
- ◎これらは、改正前の信託業法では、信託会社の業務として認められていたが、改正後の信託業法では、兼業の承認が必要とされることになった。一方、銀行等金融機関の場合は、これら遺言関連業務は、信託兼営法により、専業信託銀行(いわゆる信託銀行)以外の信託兼営金融機関にのみに認められていた。しかし、改正後の信託兼営法により、専業信託銀行以外の信託兼営金融機関も、遺言関連業務が認められることとなった。
- ◎一方、「遺言執行業務」や「遺産整理業務」ではない、本来の意味の遺言信託(信託の設定を遺言により行うもの)は、現在でも可能である。ただし、遺言信託の場合、遺言者は死亡しているため、信託開始時点では委託者は存在しない。そこで、法制審議会の信託法部会では、遺言者の相続人に、代わりに委託者と同様の権利・義務を付与するか、付与しないかという点について検討をしている。
- ◎遺言信託については、当初受益者を妻とし、妻が再婚又は死亡した場合は子供を受益者とするといった「受益者の連続」が可能かという問題がある。これまでの学説は否定的であったが、信託法部会で検討される模様である。信託法部会では、委託者の死亡後に信託から給付を受ける受益者を定めている「遺言代用の信託」の取扱いなども検討されている。

(3)債権譲渡特例法の改正関係

- ◎2004年11月に「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(いわゆる「債権譲渡特例法」)が改正された。施行は公布日(同12月1日)から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日からとされている。改正のポイントは次のとおりである。
- ①将来債権の譲渡の登記
 - 改正前の債権譲渡登記制度では、債務者を必須の記載事項としていたため、債務者が不特定な将来の債権については登記ができなかった。さらに、将来債権も含めて譲渡債権の総額を必須事項とし

ていたため、これも将来債権の譲渡の妨げとなっていた。

- 改正後の制度では、法人による債務者の特定していない将来債権の譲渡の登記を可能とした。さらに将来債権の場合は債権総額を記載不要とした。これにより、将来債権の譲渡について、債権譲渡登記制度の利用による第三者対抗要件の具備が可能となり、将来債権の信託による流動化が容易になった。

②動産信託

- 信託業法の改正前においては、信託財産となりうる動産に制約があった模様だが、改正後は、制約は無くなった。
- 2004年11月の債権譲渡特例法の改正により、法人の動産の譲渡について登記できるようになった。動産の場合はその引渡し、譲渡における第三者対抗要件とされている。債権譲渡特例法の改正により、動産の譲渡の登記をすれば、引渡しが行われたものとみなされ、第三者対抗要件を具備したものとみなされる。
- 動産が二重譲渡され、譲受人のいずれもが動産譲渡の登記を行っている場合は、登記の前後でいずれが優先するかを判断される。動産譲渡の登記と引渡しとが競合している場合は、登記された時と引渡し時の前後で判断される。この動産譲渡登記の導入により、動産の信託による流動化等を、ある程度は行いやすくなった。しかし、この登記は、占有改定が登記に先行して行われている場合は、占有改定に優先しないこととされている。
- 企業が動産を利用して資金調達する方法としては、動産を譲渡担保に供して銀行等から融資を受ける方法、動産を流動化・証券化目的で譲渡し譲渡代金を受け取る方法とがある。いずれも、通常は、動産そのものは引き続き譲渡した企業が占有して使用を続けている。このような場合、現行法では、占有改定でしか対抗要件を具備できない。しかし、占有改定は当事者間の意思表示で行われるため、第三者から見た場合は、その有無がよくわからない。そのため、動産が二重譲渡されて対抗要件具備の有無や前後について争いが生じる可能性がある、動産を譲り受けても占有改定が先に行われていた場合はこれに劣後する可能性があるなどの問題が生じていた。動産の登記制度が導入されたのは、このような問題に対処するためである。
- 議論の過程では、譲渡担保や流動化目的の動産譲渡の登記については、登記が占有改定よりも後に行われても、優先的な効力を認めるよう要望がなされた。占有改定の場合、いつ行われたかが外部(譲受人等)からではよくわからないからである^(注2)。しかし、反対意見が強かったため、動産譲渡の登記に優先的な効力は与えず、動産譲渡の登記と占有改定についても、その前後関係で判断することとされた。

(注2)譲渡担保目的や流動化・証券化目的の動産譲渡の場合は、実際には譲渡人への照会を含めたデューディリジェンスにより、先行する占有改定の有無を事前に確認している。

(4)信託法関連（今後の改正）

- ◎法制審議会では、2004年10月から、信託法部会を設け、信託法改正に向けた検討を開始している。検討テーマの中には、例えば、次のような項目が盛り込まれている。

◇信託の設定時において、委託者が負担している債務を受託者が引き受けることができることとする。現在でも、信託設定後に債務引受の手続きを取れば可能と解されている。しかし、信託設定後に可能になるのであれば、信託設定当初からの移転を禁じる必要がないとの考えから、信託法部会での検討のたたき台となる信託法制研究会報告書では、信託設定当初からの債務の引受けを可能とするよう提案している。報告書では、これが可能となれば、積極財産(資産)が消極財産(負債)を下回る信託も可能となると考えられるとしている^(注3)。

(注3)ただし、会社法の脱法行為にならないかという問題はあると思われる。

◇**信託宣言**を認めるか否か。信託宣言とは財産権者がその財産権を他人のために管理・処分する旨を宣言する方法により信託を設定することをいう。資産流動化の場合には、倒産隔離等の問題への対処のため、ケイマンのチャリタブル・トラストにSPCの株式を取得させて、オリジネーターとSPCの資本関係を切断することが多い。このチャリタブル・トラストはケイマンの信託会社が信託宣言することにより作られる。したがって、わが国でも信託宣言を認めれば流動化が行いやすくなるとの意見が出されている。その他、銀行が貸付債権を流動化する際に、信託宣言により信託財産にした上で流動化するといった用途も考えられる。

◇**訴訟信託**の禁止について例外を認めるか。現行の信託法第11条では、訴訟行為を行わせることを主たる目的とする信託は設定できないこととされている。この規定は、本来は他人の権利について訴訟行為等を行うことができない非弁護士が、信託を用いて訴訟行為等を行うのを防止することなどを目的としている。ただし、信託法制研究会報告書では、正当な理由がある場合は、訴訟信託も可能とすることを提案している。権利義務の帰属主体が多数で、訴訟担当を認めることがこれらの者の便益に資するときや、本人又は権利の性質上、訴訟の提起又は追行が困難であり、訴訟担当を認めないことに固執すると、実効的な権利救済に重大な障害を与えるときなどは、訴訟信託も許容されうるというのがその理由である。

◇**目的信託**を認めるか否か。目的信託とは、受益者を確定することができない信託である。例えば、ペットのような権利能力の無い者の飼育のための信託を設定する行為などがこれに該当する。現行法の下では、このような信託は、公益信託を除き、有効な信託とは認められないと解されている。信託法部会では、目的信託を認めるか否かについて検討している。

(5)その他

◎わが国では、敵対的買収の防衛策として、買収者が現れたことを行使条件とする新株予約権を利用した防衛策（ライツプラン）の導入が検討されている。

2005年4月21日に東京証券取引所が上場会社の代表者宛に通知した「敵対的買収の防衛策導入に際しての投資者保護上の留意事項について」では、ライツプランについて、新株予約権を事前に防衛策導入時の株主に割り当てる方法は、買収者以外の株主に不測の損害を与えるとして、投資者保護上望ましくない旨を明らかにしている。というのも、ライツプラン導入後から実際にライツプランが発動する時までには株主になった者は新株予約権を有しておらず、ライツプラン発動により新株予約権が行使された場合は、買収者でなくても、保有株式の希釈化に伴う損失を被るからである。

このような問題を回避するため、事前にSPC等を対象に新株予約権を発行しておき、SPC等が、将来の株主（具体的には、敵対的買収者が現れた時の買収者以外の株主）を受益者（新株予約権の交付対象）として、新株予約権の信託を設定するスキームなどが、検討される可能性がある。

◎米国では、州政府がタバコ会社を相手に、タバコの販売に伴い州政府が負担した医療費を請求する訴訟を提起し、1998年11月に大手タバコ4社が46州を対象に25年で2,060億ドルを支払う旨で和解した。この巨額の和解金の早期回収を図るため、州政府が、和解に基づく請求権を担保に債券を発行した例がある。

わが国でも、近年、巨額の損害賠償金の支払いを命じる判決が出される例が増えてきており、今後、巨額の和解金や損害賠償額が生じた際に、請求権の早期回収を図るため、信託などを用いた流動化スキームが検討される可能性はある。